

平成 28 年 8 月 1 日

## 定款変更のお知らせ

当組合は 6 月 22 日開催の総代会において、組合員資格に関する定款変更を決議いたしました。従来の組合員資格に、「埼玉県内に診療所、病院を開設する事業者」を新たに加え、幅広く組合員の医療事業に貢献できる体制とし、併せて埼玉県医師会への加入促進を図ることを目的としたものです。定款変更の内容は以下のとおりです。

### ○変更箇所

#### 第 1 章 総則

(組合員たる資格)

第 6 条 下記に掲げたる者は、この組合員となることができる。

#### 【変更前】

1. 埼玉県医師会の会員並びに家族
2. 埼玉県医師会員を主たる構成員とする法人
3. 本組合の職員及び埼玉県医師会員を主たる構成員とする団体の職員にして、理事会の承認したる者

#### 【変更後】

1. 埼玉県医師会の会員及び埼玉県内に診療所、病院を開設する事業者並びにその家族
2. 埼玉県医師会員を主たる構成員とする法人
3. 本組合の役職員及び埼玉県医師会員を主たる構成員とする団体の役職員にして、理事会の承認したる者

お問い合わせ

Tel 048-824-2651

埼玉県医師信用組合

受付時間 平日 9:00～17:00